

# 3 省エネや再エネ設備の導入費等の一部を補助します

省エネ診断等の結果に基づく改善策のうち、チャレンジ目標の達成に向けて取り組む事業「重点チャレンジ」で、次の表にある設備導入等（登録後に行う省エネ設備や再エネ設備の導入など）に必要な経費の一部を補助します。

**補助率** 1/2 以内

● 補助金交付回数 1事業者につき、1年度あたり1回を限度  
● 補助上限額 単年度につき 1事業者につき

**50万円** **200万円** 以内  
(登録期間中の交付合計額)

制度詳細や補助メニューなどは市ホームページをご覧ください。申請書もこちらからダウンロードできます。

| 区分                               | 事業種類  | 目標達成事業（重点チャレンジ）   |  |
|----------------------------------|---|---|--|
| 省エネ化、二酸化炭素排出量削減に向けた設備の改修・更新、新規導入 | 屋根、外壁、サッシ等の断熱化・遮熱化                          | (1) 屋根、外壁及び床の断熱化<br>① 既存屋根（天井）や外壁の断熱材を外張り断熱材又は敷込断熱材等に施工する工事<br>② 既存の外壁材の上から一定の品質性能を有する外壁材を張る場合又は断熱材と一体化した外壁材に張り替える工事<br>※既存の天井をそのままに敷込断熱材等を施工する工事をいう。<br>※既存の床下や基礎に敷込断熱材等を施工する工事をいう。<br>(2) 屋根及び外壁等の遮熱化<br>① 屋根や外壁面の温度上昇を抑制するために遮熱塗料等の塗布や遮熱材の張り込み等をする工事<br>(3) サッシの断熱化<br>① 既存のガラスを複層ガラス等に交換する工事<br>② 既存サッシの内側に樹脂製の内窓を設置する工事<br>③ 経年劣化したサッシを枠ごと取り外し、新しい断熱窓を取り付ける工事<br>④ 経年劣化したドアや引戸を取り外し、新しいドアや引戸を取り付ける工事<br>(4) 遮熱カーテンの設置<br>① 一般社団法人日本インテリアアパブル協会が認定する機能性表示マークが表示された製品を設置する工事<br>(5) 遮熱ブラインド、遮熱ガラスフィルムの設置<br>① 各メーカーで遮熱性能を有する製品であることが証明できる製品を設置する工事<br>※ (1) から (5) までの使用材料は、全て J I S 規格等の認定品を使用すること。また、建築基準法関係規定を遵守し、構造上及び防火上、衛生上の安全を確保すること。 |  |
|                                  | 高効率照明設備への更新、新規導入（既存照明LED化）（※国補助）            | 既存照明器具を高効率照明設備（LED照明器具）に取り替える工事<br>※ J I S 規格等の認定品を使用すること。  |  |
|                                  | 高効率空調設備（省エネ型エアコン）への更新、新規導入（※国補助）            | 統一省エネラベルの省エネ基準達成率 100%以上の製品の設置工事  |  |
|                                  | 省エネ型衛生器具への更新、新規導入                           | 節水型便器及び統一省エネラベルの省エネ基準達成率 100%以上の製品の設置工事   |  |
|                                  | 高効率給湯器（自然冷媒ヒートポンプ給湯機・エコキュート）への更新、新規導入（※国補助） | 統一省エネラベルの省エネ基準達成率 100%以上の製品の設置工事  |  |
|                                  | 潜熱回収型給湯器への更新、新規導入（エコジョーズ）                   | 一般社団法人日本ガス石油機器工業会の登録機器の設置工事   |  |
|                                  | 高効率換気設備の更新、新規導入（※国補助）                       | 製品の設置工事（国交付金事業のみ対象）   |  |
|                                  | 燃料電池設備（エネファーム）の導入                           | 一般社団法人燃料電池普及促進協会の登録機器の設置工事  |  |
|                                  | 次世代自動車への更新、新規導入                             | 電気自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車の購入費   |  |
|                                  | エネルギーマネジメントシステムの導入                          | エネルギーマネジメントシステムの設置工事  |  |
|                                  | 省エネ型オフィス機器・省エネ家電への更新、新規導入                   | コピー機、プリンタ、FAX、スキャナ、パソコンの購入費などGPNグリーン購入ガイドライン一覧に記載のあるOA機器、家電の購入費   |  |
|                                  | 排熱利用設備への更新、新規導入                             | 排熱利用設備の設置工事   |  |
|                                  | 上記のほか市長が認める設備の更新、新規導入                       | 上記のほか、省エネ化、二酸化炭素排出量削減が明らかで、その効果が数値で明確な工事及び機器の導入   |  |
|                                  | 再エネ設備の導入                                    | 太陽光発電システムの導入  | 太陽光発電の最大出力が5kW以上の太陽光発電システムを設置する工事<br>※補助対象経費は、10万円/kWとする。<br>※太陽光発電モジュールを既存事務所の屋根等に設置すること。<br>※太陽光発電による電気が、当該設備が設置される事務所において消費されること。<br>※太陽光発電モジュールを使用し、メーカーから認証証明書及び保証書が発行される製品（未使用のものに限る。）とすること。 |
|                                  |   | 蓄電池システムの導入  | 蓄電容量5kWh以上の蓄電池システムを設置する工事<br>※補助対象経費は、10万円/kWhとする。<br>※常時、太陽光発電設備と接続し、太陽光発電設備で発電された電力の全部又は一部を蓄電池システムに充電するとともに充電した電力を当該事務所消費すること。<br>※リチウムイオン電池等を使用し、メーカーから認証証明書及び保証書が発行される製品（未使用のものに限る。）とすること。     |
|                                  |   | 木質バイオマスストーブの導入  | 薪ストーブ、ペレットストーブを設置する工事  |
|                                  |   | 木質バイオマスボイラーの導入  | 木質チップボイラー、木質ペレットボイラー、薪ボイラー、蒸気式木質チップボイラーを設置する工事   |
|                                  |   | 上記のほか、市長が認める再エネ設備の導入  | 上記のほか、再エネ導入効果が明らかで、その効果が数値で明確な工事   |
|                                  |   | 【対象外となるもの】  | ・省エネ診断等の結果に基づく改善策でないもの（改善提案書に掲載のないもの）<br>・省エネ診断等を行った建物以外で取り組むもの<br>・主に売電目的で導入する太陽光発電設備の導入<br>・自宅兼事務所などで、事業部分と居住部分の区分が明確にできないもの<br>・市の他の補助制度を利用するもの   |
|                                  |   | ※上記の事業種類欄に「（※国補助）」の表記があるメニューについては、国（環境省）交付金の対象事業に該当する場合があります。単年度の補助上限額（1年度につき50万円）を超えて補助が可能となる場合があります。詳しくは、下記までお問い合わせください。  |  |

Let's Zero Carbon! ゼロカーボンって強み!

やろうよ 妙高!

SDGs 未来都市

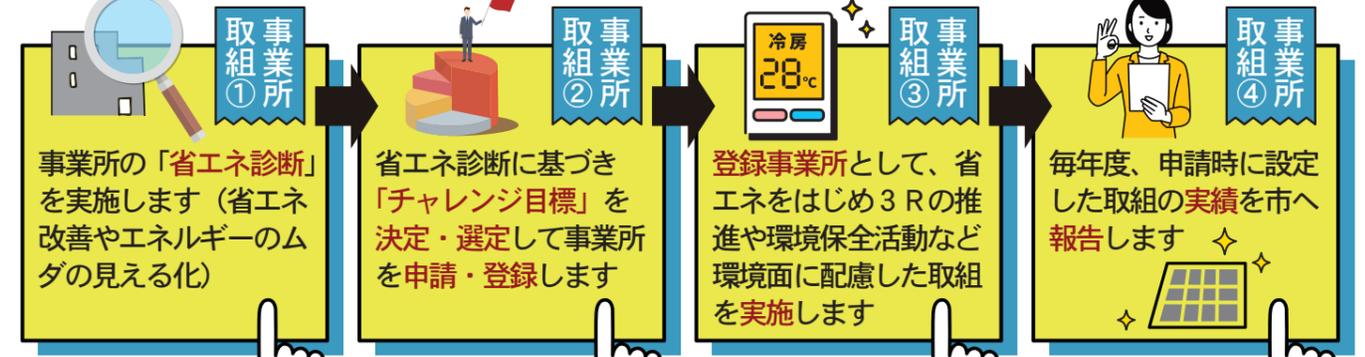
妙高市ゼロカーボンチャレンジ事業所募集

「ゼロカーボンチャレンジ事業所登録制度」のご案内

市のHPIはこちら (制度紹介・様式等)

Myoko 2050 ZERO CARBON

持続可能な脱炭素型地域の実現に向け、ゼロカーボンに取り組む妙高市内の事業所を「ゼロカーボンチャレンジ事業所」として市が登録し、その取組等を市報等で広く紹介したりするほか、登録後に行う省エネや再エネ設備の導入などに補助します。事業所の皆様のご登録をお願いします。



**Point** 省エネ診断するだけでエネルギーのムダに気付き、経営改善につながります。

**Point** 省エネ診断結果に基づき、適切な目標を設定することがポイントです。

**Point** 自ら目標を掲げ、経営者や従業員の意識を変えていくことが大切です。

**Point** 取組を通じてエネルギー使用量やCO2排出量を確認し、次年度の取組につなげます。

**メリット①** 市が市報等を通じて、事業所名称や取組内容等を公表します

**メリット②** 省エネ・再エネ設備の導入等に補助します※（詳細はウラ面の3をご覧ください）  
※希望する事業者のみ（省エネ診断等にに応じて）

「省エネ診断」を行い、対策を講じると、業務用施設で7~23%程度※のエネルギーコストの低減が実現できると言われています。省エネ診断結果に基づき、「チャレンジ目標」を決定・宣言して事業所を登録し、会社ぐるみで省エネや再エネ導入などで経営改善をしながら、CO2の削減や環境への貢献をPRしたり、補助制度を活用した設備導入をしてみませんか。

登録事業所の紹介はこちら

**Point** 脱炭素やCSRの視点で事業所のイメージアップや競争力の強化につながります。

**Point** 設備導入の補助制度を活用することにより、脱炭素の推進や経営改善につながります。

※【出典】 診断先エネルギー使用量に対する省エネポテンシャル（提案省エネ量）の比率 (H25~H29 一般社団法人省エネルギーセンター)



## 制度の概要

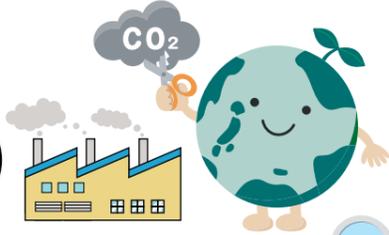


- ① 二酸化炭素（CO2）排出量の削減や環境面に配慮した活動などに取り組む市内事業所を、市が「ゼロカーボンチャレンジ事業所」（通称：みょうこうゼロチャレ事業所）として登録します。
- ② 登録事業所は、省エネ診断等の結果に基づいて「チャレンジ目標」を設定し、その達成に向けた取組内容「重点チャレンジ」を決定（宣言）します。あわせて、3Rの推進や環境保全活動など、環境面に配慮した取組内容「みんなでチャレンジ」を選定（宣言）します。
- ③ 登録事業所は毎年度、「重点チャレンジ」と「みんなでチャレンジ」の実績を市へ報告します。
- ④ 登録事業所の名称や取組実績、優良事例などを市報等を活用し発信・PRします。
- ⑤ 登録後に行う省エネ設備や再エネ設備の導入などに必要な経費の一部を補助します。



## 登録要件や登録・申請の流れ

申請様式等（データ）は市ホームページをご覧ください。



### ○対象となる事業所

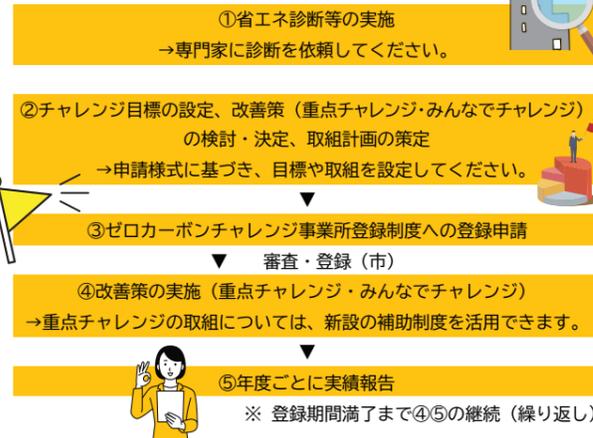
市内に事業所を置き、実際に事業活動を行っている事業所（中小企業者等）

### ○登録期間

R12（2030）年度まで

### ○登録の要件

- ① 登録申請にあたって省エネ診断等（※1）を実施すること。
- ② 省エネ診断等の結果に基づき、妙高市ゼロカーボン実行計画で掲げる「2030年度に50%削減」という目標を踏まえて自社の「チャレンジ目標」（※2）を設定し、その達成に向けた取組「重点チャレンジ」（※3）を決定（宣言）すること。
- ③ 上記②の取組に加え、「みんなでチャレンジ取組項目（※4）」を10項目以上（上記②と重複は不可）を選択し、その取組を宣言すること。
- ④ 上記②及び③に関する取組計画を提出すること。
- ⑤ 登録期間中の毎年度、上記②及び③の取組実績（結果）を報告すること。  
※上記②及び③に関する取組計画を提出すること。



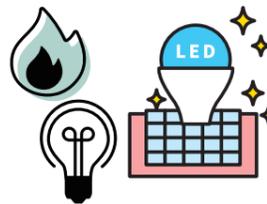
## 1 事業所（建物・設備等）の「省エネ診断（※1）」について

### ●「省エネ診断」（診断機関への申込要）について（※1）

「省エネ診断」（※1）が実施できる診断機関に申込を行い、専門家（エネルギー管理士等）により、事業所建物ごとに、設備の使用状況や運転管理状況、エネルギー消費量などを調査・測定し、その結果に基づき、設備等の最適な使い方や温度・照度等の適正な設定のほか、高効率機器への更新、排熱等の有効利用、再エネ設備の導入など、省エネ等に関する改善策等の提案を受けます。まずは、インターネット等で登録診断機関を検索・決定し、診断を希望される工場・ビル等の電気や燃料の使用状況に合った診断メニューをお申込みいただけます。（経済産業省の補助金が活用できる診断機関の場合、1事業所あたり、1～2万円程度からの診断費用で実施することができます。）

### 省エネ診断のメリット

- 省エネ改善やエネルギーのムダに気付き、経営改善につながります。
- 電気やガスの使用量が見える化し、経営者、従業員の意識が変わります。
- 専門家からのアドバイスを受けることにより、設備改修の方法や補助金の情報がわかります。
- 取組によるCO2の排出削減により、環境への貢献をPRできます。



## 2 「チャレンジ目標（※2）」「重点チャレンジ（※3）」「みんなでチャレンジ（※4）」について

### ●「チャレンジ目標」（数値目標を設定）について（※2）

省エネ診断等の結果に基づいて、事業所が改善策を実施することにより、登録期間満了時に達成を目指す目標を設定します。設定する目標は、エネルギー消費量削減量（率）、CO2排出削減量（率）などを、「みょうこうゼロチャレ事業所登録申請書」に記載いただきます。基準年度は2013（H25）年度を基本としますが、2013（H25）年度～2022（R4）年度で任意選択するものとします。なお、エネルギー消費量や廃棄物排出量などの指標の中には、製品の生産量や売上高、施設利用者数などによって増減するものもことから、指標（目標）を原単位（消費量などの総量を、事業所の活動量（生産量・売上高・利用者数など）で除した目標（数値））を設定します。例えば、「エネルギー消費原単位」（製品1個を製造するのに必要なエネルギー消費量）で設定することも可とします。

### ●「重点チャレンジ」（省エネ診断等の結果に基づく改善策の中から選択）について（※3）

省エネ診断等の結果に基づく改善策のうち、事業所としてチャレンジ目標の達成に向けて取り組む重点チャレンジを記載いただきます。なお、本補助制度を活用して取り組むものを含みます。（申請書に記載していただきます。）

### ●「みんなでチャレンジ取組項目」（右にあるリストから選択）について（※4）

上記の取組に加え、右にある表「みんなでチャレンジ取組項目一覧表」の中から10項目以上（上記②と重複は不可）を選択し、その取組を宣言し、取り組んでいただきます。（申請書に記載していただきます。）

## みんなでチャレンジ取組項目一覧表（ここから10項目以上を選択し取組を宣言・実践）

| 分類                                    | 取組項目  | 設備投資 |
|---------------------------------------|---|------|
| 共通                                    | 1 「COOL CHOICE」への賛同登録   |      |
| 普及啓発                                  | 2 脱炭素経営に関する従業員向け研修の実施（他者主催研修への参加を含む）                                    |      |
|                                       | 3 脱炭素に関する顧客向け普及啓発（店舗掲示など）の実施  |      |
| 省エネルギー                                | 4 エネルギー使用量の管理、見える化・分析   |      |
|                                       | 5 環境マネジメントシステムの取得   |      |
|                                       | 6 エネルギーマネジメントシステムの設置  | ○    |
|                                       | 7 照明器具の定期的な清掃の実施  |      |
|                                       | 8 照明の間引き、部分的な消灯、消灯時間帯の設定  |      |
|                                       | 9 照明機器のLED化   | ○    |
|                                       | 10 トイレ、階段などの照明への人感センサーの導入   | ○    |
|                                       | 11 空調機器の定期的な清掃の実施   |      |
|                                       | 12 クールビズ、ウォームビズの実施  |      |
|                                       | 13 室温の適正管理（夏28℃、冬20℃を目安）  |      |
|                                       | 14 グリーンカーテンの実施  |      |
|                                       | 15 高効率空調設備の導入   | ○    |
|                                       | 16 オフィス機器の省エネモードの利用   |      |
| 17 昼休み・退社時におけるオフィス機器の電源オフ             |   |      |
| 18 省エネ型オフィス機器の導入                      | ○   |      |
| 19 建物の屋根・壁・窓の断熱化・遮熱化                  | ○   |      |
| 20 自然風・自然光を生かした省エネ対策                  |   |      |
| 21 建物のZEB/ZEH化                        | ○   |      |
| 22 建物の環境性能に関する第三者認証（BELS、CASBEEなど）の取得 |   |      |
| 再生可能エネルギー                             | 23 再生可能エネルギー由来の電力の購入  |      |
|                                       | 24 再生可能エネルギー（太陽光など）発電設備の導入  | ○    |
|                                       | 25 コージェネレーション（熱電供給）システムの導入  | ○    |
|                                       | 26 蓄電システムの導入  | ○    |
|                                       | 27 燃料電池の導入  | ○    |
|                                       | 28 木質バイオマスボイラー・ストーブの導入  | ○    |
|                                       | 29 エコドライブ（講習会を含む）の実施  |      |
| 自動車利用                                 | 30 通勤・業務における公共交通・自転車の利用促進、徒歩の推奨   |      |
|                                       | 31 車両台数の削減  |      |
|                                       | 32 次世代自動車（EV/PHV/FCV等）の導入   | ○    |
|                                       | 33 他事業所等との共同輸配送の実施  |      |
|                                       | 34 宅配便の再配達防止  |      |
| 3Rの推進                                 | 35 製品の設計・製造・輸送・販売における廃棄物の発生抑制、リサイクル（使い捨て製品・容器包装の使用削減、梱包材の繰り返し使用、量り売りなど） |      |
|                                       | 36 紙類、プラスチック類、缶・ビン類などの分別  |      |
|                                       | 37 食品トレイ、紙パック、ペットボトルなどの店頭回収   |      |
|                                       | 38 使用済み自社製品（販売品）の回収、リサイクル   |      |
|                                       | 39 事業活動における食品ロスの削減  |      |
|                                       | 40 生ごみの資源化施設などへの搬出  |      |
|                                       | 41 生ごみの自社処理（生ごみ処理機などによる）  | ○    |
|                                       | 42 「もったいない！食べ残しゼロ協力店」への登録   |      |
|                                       | 43 フードドライブの実施（他者主催活動への協力を含む）  |      |
|                                       | 44 環境ラベル表示のある商品の購入・販売   |      |
| グリーン購入、フェアトレード等                       | 45 環境に配慮した資材（グリーン購入法による）の使用   |      |
|                                       | 46 エシカル関連の認証ラベル・マーク表示のある商品の購入・販売  |      |
|                                       | 47 地産地消/地産地消の推進   |      |
| 環境保全活動                                | 48 定期的な清掃・美化活動の実施（他者主催活動への参加を含む）  |      |
|                                       | 49 森林の整備・保全活動の実施（他者主催活動への参加を含む）   |      |
|                                       | 50 生物多様性保全活動の実施（他者主催活動への参加を含む）  |      |

※重点チャレンジの取組と重複しない項目を選択するものとします。

